

## 秦野市議会報有料広告の募集及び掲載に関する要領

(平成31年4月1日施行)

(趣旨)

- 1 この要領は、本市議会が発行する議会報（以下「はだの議会だより」という。）に有料広告を掲載するに当たり、その募集、掲載の方法等について必要な事項を定める。

(掲載しない広告)

- 2 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。
  - (1) 法令又は条例若しくは規則に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - (4) 政治的活動又は宗教的活動に類するもの
  - (5) 意見広告又は名刺広告に類するもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、消費者被害の未然予防及び拡大防止、青少年の保護及び健全育成等の観点から、広告として掲載することが適切でないと秦野市議会報発行規程（昭和63年秦野市議会告示第2号）第6条の規定により置く議会報編集委員会の委員長（以下「委員長」という。）が認めるもの

(広告の掲載位置等)

- 3 広告を掲載する位置は、はだの議会だよりの最終ページであって、委員長が指定する位置とし、広告掲載枠数は、1枠とする。

(広告の規格)

- 4 広告の規格（1枠）は、縦4.7センチメートル、横10.5センチメートル、4色刷りとする。

(広告掲載料の納付)

- 5 広告の掲載料は、1枠当たり20,000円とする。

(広告掲載の募集)

- 6 広告掲載の募集は、はだの議会だより、ホームページその他委員長が有効と認める方法により行う。

(広告掲載の申込み)

- 7 広告の掲載を希望するもの（次項において「申込者」という。）は、はだの議会だより広告掲載申込書（第1号様式）に広告案を添えて、委員長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

- 8 委員長は、前項の規定により広告掲載の申込みがあったときは、その内容を審査したうえで、速やかに掲載の可否を決定し、はだの議会だより広告掲載承認（不承認）決定通知書（第2号様式）により申込者に通知する。

(広告掲載料の納付)

- 9 広告の掲載を希望するもの（以下「広告主希望者」という。）は、広告が掲載される号の発行日の15日前までに、別途発行する納入通知書により、一括して広告掲載料を支払うものとする。

(広告案の作製及び提出)

- 10 広告希望者は、委員長が定める日までに、その広告案を、完全版下、電磁的記録媒体その他委員長が定める方法により提出するものとする。

(広告内容等の協議)

- 11 委員長は、広告の内容、デザイン等について、本市議会及びはだの議会だよりの信用性、信頼性等を損なうことのないように、広告希望者と事前に協議する。

(広告内容等の変更)

- 12 委員長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するときは、広告希望者に対して広告の内容等の変更を求める。

- 13 広告希望者は、広告の掲載の申込み後に広告の内容、デザイン等を変更しようとするときは、事前に委員長と協議するものとする。

(広告掲載決定の取消し)

- 14 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、決定を取り消したときは、速やかにはだの議会だより広告掲載取消通知書（第3号様式）により広告希望者に通知する。

- (1) 第9項に規定する期限に広告の掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 第10項に規定する期限に広告案を提出しなかったとき。
- (3) 広告希望者の事業内容又は広告の内容が不相当であると判明したとき。
- (4) 掲載を予定する号を休刊としたとき。
- (5) その他委員長が広告を掲載することが不相当と認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

- 15 広告希望者は、自己の都合によりはだの議会だよりへの広告の掲載を取

り下げようとするときは、その掲載を予定する号の発行日の20日前までに、はだの議会だより広告掲載取下申出書（第4号様式）により委員長に申し出るものとする。

（広告掲載料の返還）

16 広告希望者が広告掲載料を納付した後に、前2項の規定により広告を掲載しないこととなったときは、広告掲載料の全額を返還する。

17 広告掲載料の返還を受けようとするものは、はだの議会だより広告掲載料返還請求書（第5号様式）により請求するものとする。

（広告主の責任）

18 広告の内容に関する一切の責任は、その広告をしたもの（次項において「広告主」という。）が負うものとし、直接的又は間接的に生じたいかなる損害についても、本市議会は、賠償する責任を負わない。

19 広告主は、その責めに帰すべき理由により本市議会に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（その他）

20 この要領に定めるもののほか、はだの議会だよりの有料広告の募集、掲載等の方法について必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に発行するはだの議会だよりに掲載する広告について適用する。